

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年1月21日)

## 【件名】

- 1 鳥取県社会福祉法人指導監査適正化検討委員会の設置について  
(福祉保健課) ..... 1
- 2 年末の生活総合相談について  
(福祉保健課) ..... 2
- 3 あいサポート企業(団体)認定制度の創設について  
(障害福祉課) ..... 3
- 4 「子育て王国とつりプラン」(素案)の概要について  
(子育て支援総室) ..... 4
- 5 「DV被害者支援基金」による給付開始について  
(子育て支援総室) ..... 6
- 6 新型インフルエンザ流行状況等について  
(医療指導課、健康政策課) ..... 7
- 7 使用期限切れのHIV検査試薬及び検査検体紛失について  
(健康政策課、東部福祉保健局、中部福祉保健局、西部福祉保健局) ..... 9

福 祉 保 健 部

# 鳥取県社会福祉法人指導監査適正化検討委員会の設置について

平成22年1月21日  
福祉保健課

## 1 検討委員会の設置目的

県が実施する社会福祉法人指導監査の充実や法人自ら実施する運営適正化及び透明性確保の取組の推進策について、平成22年度以降の実施方針を検討する。

### 【委員会の所掌事務】

- ・適正な会計処理や不正支出等の点検に係るマニュアルの検討
- ・指導監査のチェック事項の整理や点検方法、監査調書の見直しの検討
- ・法人自ら実施する運営適正化及び透明性確保の取組（外部監査等）の推進策の検討

## 2 委員構成について

監査業務や社会福祉法人経営等に学識を有する者等計7名で構成

区分	職名	氏名	備考
監査業務に学識を有する者	税理士	井上 仁	(委員長)
社会福祉法人 会計に学識を有する者	税理士	福田 裕一	
社会福祉法人の経営に学識 を有する者	鳥取県厚生事業団常 務理事	田中 伸幸	
	鳥取県社会福祉協議 会経営指導係長	宮本 一郎	
社会福祉法人の庶務・会計 に経験を有する者	鳥取市社会福祉協議 会事務局長	岡本 洋一	
福祉サービス利用者の家族	県立米子養護学校 P T A会長	松下 弘美	
行政	県福祉保健部次長	岡崎 隆司	

## 3 設置期間

平成22年1月中旬から3月末まで（4回程度開催予定）

## 4 第1回「鳥取県社会福祉法人指導監査適正化検討委員会」開催概要について

(1) 開催日時：平成22年1月18日(月) 午前10時

(2) 開催場所：県庁第2庁舎第23会議室

### (3) 主な意見

- ・社会福祉法人の自主規範については、モデル定款等レベルの高いものが用意されているが、運用が形骸化しているのではないか。
- ・監事監査を含めた法人の内部のチェック機能が不十分。行政が行う指導監査にあわせ、法人の内部統制の仕組みの充実を図ることが必要ではないか。
- ・マニュアルは必要ではあるが、法人内部で法令遵守、不正の防止の意識をもって職場の風土を変えることが求められるのではないか。

## 年末の生活総合相談について

平成22年1月21日  
福祉保健課

求職中の生活に困窮している方が安心して生活を送れるように、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、「生活総合相談」を実施しましたので、その結果を報告します。

1 日 時 平成21年12月29日（火）～30日（水）  
8時30分から17時15分

2 場 所 県庁、中部総合事務所、西部総合事務所

3 相談件数 34人 52件

	相談者数	相 談 内 容				
		職 業	生活福祉資金	生活保護等	公営住宅	その他の
県庁	17	4	11	5	3	3
中部総合事務所	2	1		1		
西部総合事務所	15	5	13	5	1	
計	34	10	24	11	4	3

### 4 主な相談内容

- 求職中で仕事がなく、生活費の貸付に関する相談
- 失業給付が切れた後の生活に関する相談
- 失業が長期にわたり、預貯金等もなくなり、今後の生活に関する相談

<参考>昨年度相談件数（平成20年12月27～30日） 19人 21件

	相談者数	相 談 内 容		
		再就職	生 活	住 宅
県庁	12	10	2	
中部総合事務所	4	3		1
西部総合事務所	3	1	2	2
計	19	14	4	3

# あいサポート企業（団体）認定制度の創設について

平成22年1月21日  
障害福祉課

「あいサポートー」の普及等に取組む企業又は団体を「あいサポート企業（団体）」として認定する制度を創設し、1月15日から協力いただける企業等を募集しています。

## 【あいサポート企業（団体）認定制度の概要】

### 1 目的

「あいサポートー」の普及等に取組む企業又は団体を「あいサポート企業（団体）」として認定し、「あいサポートー」の理念の普及促進を図り、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するために取組む運動（「あいサポート運動」）を推進する。

### 2 認定を行う企業又は団体

「あいサポート運動」を進めるため、職員を対象とした「あいサポート研修」に取り組むとともに、その他、例えば次の取組みを行おうとする企業又は企業以外の法人、事業所及びその他の規約及び代表者を定めた団体を「あいサポート企業」又は「あいサポート団体」として認定する。

- (1) 職員へのあいサポートバッジの着用の推奨
- (2) 職員へのパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨
- (3) 事業所・店舗・社用車での認定ステッカーの貼付け、チラシ等の配布
- (4) 自社の広報物、ホームページでの「あいサポート運動」掲載
- (5) 自社機関誌での、職員の障がい者への取組み紹介

### 3 募集方法 県のホームページにより募集

### 4 認定証等の贈呈

「あいサポート企業（団体）」について広く県民に紹介することを目的に、協力いただく企業・団体等に認定証及びあいサポートバッジ等を贈呈するセレモニーを実施する。

### 5 取組の紹介

「あいサポート企業（団体）」における取組は、県のホームページで紹介する。

### 参考

「あいサポートー」とは  
障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現する  
ため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること  
及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある  
方に、手助けや配慮を実践する者



# 「子育て王国とっとりプラン」(素案)の概要について

平成22年1月21日  
子育て支援総室

## 1 子育て王国とっとりプランの策定の趣旨等

### (1) 本県の状況

- ・鳥取県の合計特殊出生率は、全国平均は上回るもの、平成20年度は1.43と過去最低の数値。
- ・人口当たりの保育所設置数、子育て支援センターの設置割合(中学校区単位)等本県の子育て環境は、全国トップレベルにあるものの合計特殊出生率は2年連続で減少するなど少子化が進行。

### (2) 策定の趣旨

- ・少子化対策を念頭に置きつつ、県内の子育て世帯を対象に実施した「鳥取県少子化対策等に関するアンケート」の結果などを勘案し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、地域の応援を受け、安心して楽しく子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指した5年間の計画として、このプランを策定。なお、この計画は次世代育成支援対策推進法第9条に基づく法定計画としても位置付けている。

### (3) 計画期間

- ・平成22年度から平成26年度までの5年間

## 2 策定のポイント

### (1) 子育ての負担感の軽減

「鳥取県少子化対策等に関するアンケート」の結果から、「経済的な負担感の軽減」「仕事と子育ての両立支援」及び「精神的・身体的な負担感の軽減」などを子育て家庭の主要なニーズと捉え、これらの負担感の軽減を図る。

### (2) 鳥取の特性や強みを積極的に活用

子育て環境として、「豊かな自然と文化」、「人と人、人と地域の結びつき」及び「地域としてのコンパクトなまとまり」などの鳥取の良さを活用する。

### <プランの基本テーマ>

みんなで創ろう「子育て王国 鳥取県」！

～みんなで応援 楽しい子育て 育む「とりっ子」～

◇みんなで応援：地域みんなで子育て応援

◇楽しい子育て：「鳥取に生まれて良かった」「鳥取で子育てしたい」と思える子育て環境の整備

◇育む「とりっ子」：鳥取を愛し、心豊かで、光り輝く、次世代を担う「とりっ子」の育成

### 3 施策体系

施策の柱	取組内容
<b>○子育てしやすい地域づくり</b>	
○地域社会みんなで子育てを応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援の機運醸成</li> <li>・子育て支援団体の活動促進・連携支援</li> <li>・若者から高齢者まで多世代がともに行う活動の推進</li> <li>・企業等の子育て応援の取組促進</li> </ul>
○子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園、学校等における子どもの環境整備</li> <li>・健全な社会環境の整備</li> <li>・犯罪、交通事故等がない安全なまちづくり</li> <li>・安心・快適な施設の整備や住宅の提供</li> </ul>
<b>○ライフステージに応じた切れ目のない取組</b>	
○結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を応援する取組の促進</li> <li>・妊娠・出産に関する施策の充実</li> <li>・小児保健・医療体制の充実</li> <li>・思春期保健・親になるための教育の推進</li> </ul>
○子育て家庭を支える子育てサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・医療等にかかる経済的負担の軽減</li> <li>・多様なニーズに応じた保育サービス、放課後支援の充実</li> <li>・育児の心理的・肉体的負担を軽減する子育て支援サービスの充実</li> </ul>
○子どもの生きる力の育成と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・幼児教育の充実</li> <li>・体験活動を通じた豊かな人間性の育成</li> <li>・家庭・地域の教育力の向上</li> <li>・学校教育の充実</li> </ul>
○要保護児童・要支援家庭等への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童支援の推進</li> <li>・児童虐待防止施策の推進</li> <li>・ひとり親家庭の自立支援</li> <li>・障がい児に対する施策推進</li> </ul>
○職業生活と家庭生活との両立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方を見直す意識啓発</li> <li>・子育てに配慮した就労環境の整備、休暇制度等の整備</li> <li>・多様なニーズに応じた保育サービス、放課後支援の充実(再掲)</li> </ul>

### 4 パブリックコメントについて

平成22年1月下旬から約1ヶ月間実施

### 5 今後の予定

- ・パブリックコメント等の意見を踏まえた見直し修正案について、鳥取県子育て応援推進会議で意見聴取等を行い、年度内に策定、公表。
- ・平成22年4月常任委員会で策定後の「子育て王国とっとりプラン」を報告。

## 「DV被害者支援基金」による給付開始について

平成22年1月21日  
子育て支援総室

平成21年12月、鳥取県内のDV被害者等の方々に、返済を必要としない資金を提供して自立に役立てることを趣旨とする民間基金が運営開始されました。

- 1 基金の名称 DV被害者支援基金
- 2 基金の設置・管理 鳥取県社会福祉協議会
- 3 設置目的 鳥取県内のDV被害者等の方々に、返済を必要としない資金を提供して自立に役立てる
- 4 積立額および主な寄付者(平成22年1月18日現在)  
1,726,801円  
国際ソロプチミスト米子、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、  
国際ソロプチミスト鳥取、鳥取県、個人(複数)
- 5 支援対象者
  - ・DV被害者等で、一時保護所を退所してアパート等の住居で自立する方。
- 6 給付額 一人一回限り 2万円(定額)

# 新型インフルエンザ流行状況等について

平成 22 年 1 月 21 日  
健 康 政 策 課  
医 療 指 導 課

## 1 新型インフルエンザ流行状況等

### (1) 新型インフルエンザ警報発令中 (平成 21 年 11 月 25 日～)

定点医療機関当たり患者数は1月11日から1月17日の週で全県10.17人。10人を下回るまで警報発令を継続。前週の値(定点あたり報告数9.93)から大きな変化は見られない。

〔 第 2 週(1月 11 日～1月 17 日)、鳥取県の 1 定点医療機関当たり患者数＊は 10.17 人。地区別には、東部 10.92 人、中部 7.33 人、西部 10.91 人。〕

＊県内の定点は 29 医療機関

### (2) 患者発生状況

・入院患者：238 人（1月 18 日までの累計）うち 191 人（80.3 %）が 14 歳以下。

（全国：1月 14 日までの累計 15,615 人。うち 12,822 人（82.1 %）が 14 歳以下）

・重症患者数：2 人。（1月 18 日までの累計）

（全国：1032 人 うち急性脳症:472 人、人工呼吸器利用:641 人、重複あり）

・死亡者：1 人。（1月 18 日までの累計）

（全国：1月 12 日までの累計 155 人。うち 110 人が基礎疾患あり。）

〔 県内での第 1 例目の死亡患者 〕

【患者情報】 60 歳代、女性、大山町在住（基礎疾患あり）

【経 緯】 1 月 6 日入院。1 月 8 日に入院中の医療機関でウィルス性肺炎により死亡。

PCR 検査で確認。 〕

### (3) 学校等の休校(業)数：第 2 週(1月 10 日～1月 16 日)、1 月 16 日までの累計

・休校(業)数 なし（累計 92 校(施設)）

・学年閉鎖数 1 件（累計 324 学年）

・学級閉鎖数 なし（累計 929 学級）

### (4) 県民の皆さんへ次の事項について広報を継続。

・感染予防策の徹底（手洗い、咳エチケット、うがいなど）

・子どもの急な発熱時の健康観察、医療機関受診のポイント

・医療機関を受診される場合は、できるだけ昼間の診療時間内の受診を

・新型インフルエンザワクチンの接種スケジュール等

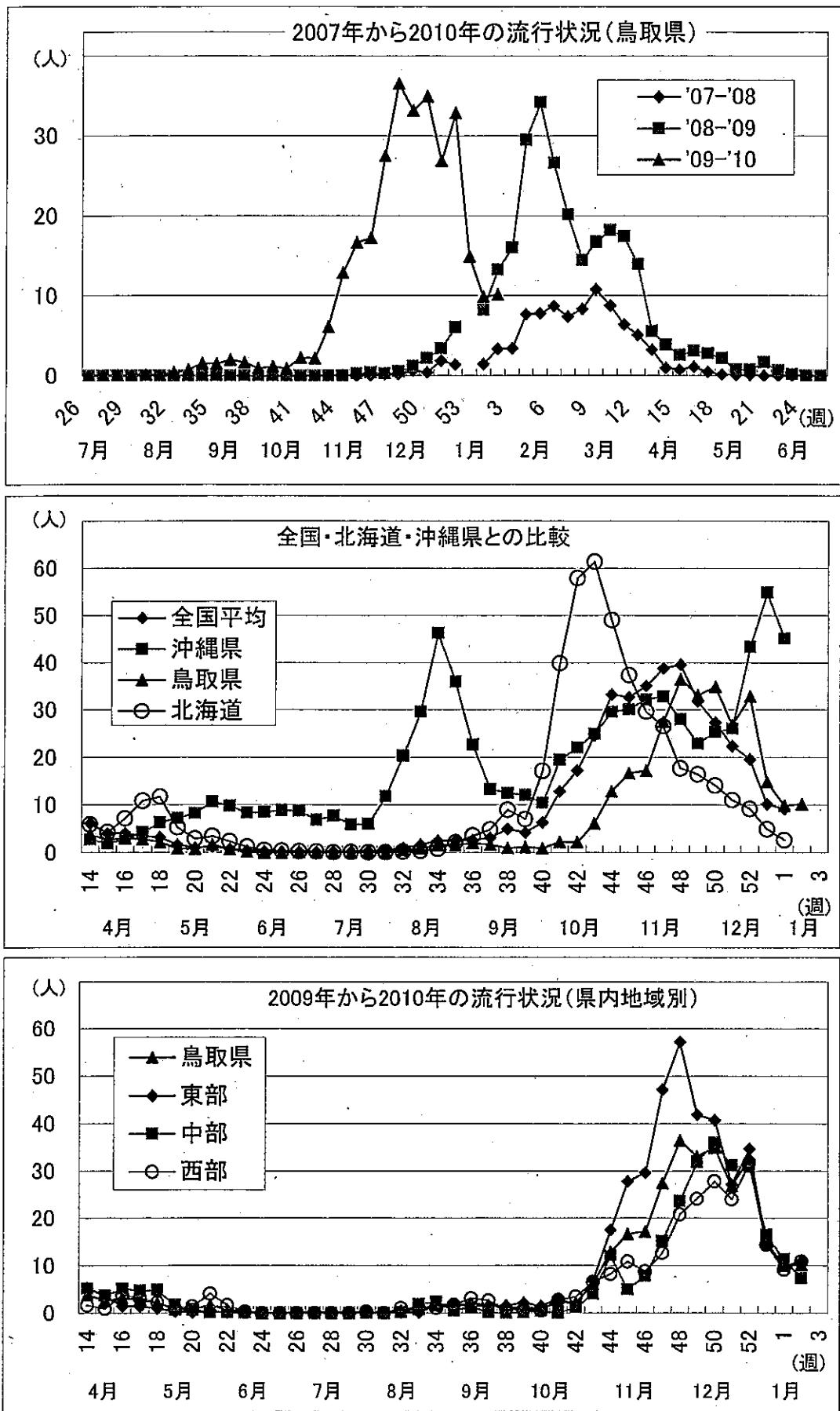
## 2 新型インフルエンザワクチンの供給、接種状況等

- ・新型インフルエンザワクチンの供給は、基礎疾患のある方、幼児、小学生、1歳未満児等の保護者の接種希望者については1月下旬までに、中学生、高校生の接種希望者については2月中旬までにはワクチン配分が概ね終了する予定。
- ・また、12月15日に中学生、高校生への接種回数が2回から1回へ変更になったことにより、65歳以上の高齢者は1月19日から接種開始。
- ・なお、これまで接種対象者とされていなかった健康成人についても、国が接種を進めることとしたため、1月19日から接種開始。

## 3 今後の対応

- ・全国的に流行は落ち着いてきているが、第2波の流行や地域的な流行の恐れなど、感染の危険性は依然として残るため、引き続き手洗い、うがいなどの感染予防策、咳エチケットの徹底を各種媒体により啓発していく。
- ・国から優先接種対象者以外の健康成人へのワクチン接種を進めること及び低所得者への接種費助成も同様に行なうことが示されたため、必要な予算措置を2月補正予算で要求中。
- ・健康成人の方へのワクチン接種について、県民の皆さんへホームページ、チラシ配布等により広報を行っている。

インフルエンザ流行の状況(定点医療機関あたりの患者数)



# 使用期限切れHIV検査試薬使用及び検査検体紛失について

平成22年1月21日  
健康政策課  
東部総合事務所福祉保健局  
中部総合事務所福祉保健局  
西部総合事務所福祉保健局

使用期限切れHIV検査試薬の使用事例及びHIV・性感染症検査検体の紛失事例がありました。検査を受けられた皆様にお詫びしますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

## 1 使用期限切れのHIV検査試薬の使用について

### (1) 東部総合事務所福祉保健局の事例

- ア 平成21年11月19日が使用期限であるHIV迅速検査の試薬（展開液）を使用して検査を実施していたことが、平成21年12月28日の性感染症検査の実施後に判明。
- イ この間の検査日は6日で検査実施者は25名。このうち15名については、残存検体で再検査を実施。

### (2) 中部総合事務所福祉保健局の事例

- ア 東部総合事務所福祉保健局の事例を受け、健康政策課が確認したところ、平成21年11月19日が使用期限のHIV迅速検査の試薬（展開液）を平成21年12月16日の検査日まで使用して検査を実施していたことが判明。
- イ また、平成21年10月21日が使用期限の迅速検査キットについても、12月16日まで検査を実施していたことが判明。
- ウ この間の検査日は4日で検査実施者は7名。このうち3名については、残存検体で再検査を実施。

### (3) 再検査を実施した18名については、迅速検査の結果と同じであることを確認。

### (4) 試薬が期限切れであったことが結果に影響を与えた可能性は低いものと推測

試薬の成分、製造方法に変更はないが検査試薬メーカーのデータに基づき、試薬（展開液）については平成21年8月製造分から有効期限が12ヶ月から18ヶ月へ、迅速検査キットについては14ヶ月から18ヶ月へ延長されている。（検査試薬メーカーに確認）

### (5) 今後の対応

- ア 上記期間に検査を受けられた方については、希望があれば再検査を実施  
(1月12日現在、再検査実施1名、問い合わせ4名)
- イ 再発防止対策
  - ・HIV検査に関する手順書を改訂し、検査試薬の有効期限を確認する項目を入れるなど点検項目の充実を図り、検査実施時の確認の徹底など再発防止措置をとった。

## 2 HIV・性感染症検査検体の紛失について

### (1) 経緯

- ア 西部総合事務所福祉保健局が、1月5日にHIV・性感染症検査を行うために採取し送付した6検体について、衛生環境研究所で5検体しか確認できず、1検体が紛失したことが1月7日に判明。
- イ 検体の輸送は運送会社に依頼していたが、発送時に使用した梱包テープが衛生環境研究所での開封時のテープと異なることが判明。
- ウ 調査の結果、1月9日に検体容器が検体輸送依頼先の運送会社で発見された。「検体容器の破片等が一時保管していた清掃ゴミの中に見つかった」とのこと。

(2) 紛失したことによる検査への影響

紛失した検査検体については、西部福祉保健局に血清が残っており、衛生環境研究所に再度送付し、1月8日に検査は通常どおり実施。

(3) 紛失した検査検体に関する対応と影響

ア 検体をゴミの中から搜索した運送会社の作業員は、ゴム手袋を着用し安全に作業を行っていた。回収された検体容器の破片等は感染性廃棄物として適切に処理した。

イ 検体容器には数字4桁の番号しか記入されておらず、個人情報はない。

(4) 再発防止策等

ア 梱包時の包装方法や検体数の確認などチェック体制を再度見直し的確に行う。

イ 搬送方法について、当面、福祉保健局が直接、衛生環境研究所に搬入する。

3 今後の対応

ア 1月13日に担当課長会議を開催し、今回の問題点及び再発防止策について再確認を行い、関係者で情報共有を行い再発防止を徹底。

イ 検査に関する手順書を改訂し、検査試薬の有効期限を確認する項目の追加、検体搬送の確認事項の追加など点検項目の充実を図り、検査実施時の確認の徹底を図る。